

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

1 監査対象部局 交流推進部

2 監査対象年度 令和元年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	令和2年4月21日
県産品振興課	令和2年5月20日
交通政策課（航空振興室）	//
観光振興課（国際観光推進室）	//
交流推進課	令和2年5月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（栗林公園観光事務所）

(3) 検討指示事項

該当事項なし